

「認知症サポーター」になりませんか

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動するボランティアのことです。現在、全国で1300万人を超える認知症サポーターが誕生しています。

●認知症を理解する

脳は、私たちの活動をコントロールしている司令塔です。脳がうまく働かないと、精神や身体の活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりして障がいが起こり、生活に支障が出ている状態をいいます。

●認知症の人の杖になる

「認知症の人は何も分からない」は間違いです。認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が、認知症の人の障がいを理解し、その人ができない部分を補う「杖」となれば、自分でできることも増え、穏やかに暮らしていくことができます。

●認知症サポーターになるには

市では、認知症に対する正しい知識を身につけ、市民の皆さんに地域における応援者となってもらえるように「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

また、市民の皆さん、企業（職場）、団体、学校などが養成講座の開催を希望する場合、講師（キャラバン・メイト）の派遣及び教材の提供を行います。

但し、会場の確保と準備は開催希望団体で行ってください。

キャンペーン実施団体のホームページ

全国キャラバン・メイト連絡協議会 URL <http://www.caravanmate.com/>



認知症サポーターキャラバン
マスコットキャラクター ロバ隊長

「認知症サポーター養成講座」

日時 10月4日（月）
午後1時30分～3時30分
（受付▶午後1時15分）
場所 はびすしらおか会議室3～5
対象 市内に在住・在勤・在学のかた
定員 40名（先着順）
受講費 無料
講師 認知症サポーター養成講師
（キャラバン・メイト）
申込み 9月30日（木）までに窓口
または電話で（土・日曜日・
祝日を除く。）

問合せ 高齢介護課地域支援担当
☎0480(92)1111 内線173～175

産前産後の国民年金保険料が 免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠は3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。

免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは、妊娠85日以上（早産・死産・流産及び人工妊娠中絶を含む）をいいます。

対象者及び届出時期

- ・ 出産日が平成31年2月1日以降で、免除される期間内に国民年金第1号被保険者であるかた
- ・ 出産予定日の6か月前から届出可

必要書類

- ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ 本人確認書類
- 1点でよいもの▶マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- 2点必要なもの▶保険証、年金手帳など

出産前に届出をする場合

- ・ 母子健康手帳など出産予定日を明らかにする書類

出産後に届出をする場合

- ・ 出産日は市で確認できるため書類は不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産及び親子関係を明らかにする書類

死産などで届出をする場合

- ・ 死産などの日及び身分関係を明らかにする書類

問合せ・申込み

春日部年金事務所 ☎048(737)7112（代表）
市保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111
内線140・149

白岡市子ども・子育て支援事業計画 （令和2年度～6年度）

～みんなで頑張るこどもの未来～

子どもの健やかな成長のために適切な環境が確保されるよう策定したものです。

令和2年度の教育・保育の実績値

認定区分	実績値	令和3年度の目標値
1号（3歳～5歳、幼稚園などの教育施設希望）	1,060人	1,060人
2号（3歳～5歳、保育園などの保育施設希望）	346人	400人
3号（0歳～2歳、保育園などの保育施設希望）	295人	331人

令和2年度地域子ども・子育て支援事業の実績値

事業名【概要】	実績値	令和3年度の目標値
利用者支援事業【子育て世代包括支援センターで行っている妊娠前から子育て期にわたった相談事業など】	1か所	1か所
延長保育事業【保育園などでの保育時間を延長して乳幼児を預かる事業】	641人	731人
放課後児童クラブ（学童保育所）	567人	567人
箇所数【保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童へ生活の場を提供する事業】	10か所	10か所
子育て短期支援事業【児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設で原則7日以内として養育・保護を行う事業】	0人日/年	7人日/年
地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター及び子育てサロンにおいて、親子の交流の場の提供や子育て相談などを行う事業】	4か所	4か所
病児保育事業（ファミリー・サポート・センター（病児対応型））【児童が急な発熱などで病気となった場合、保育園などの専用スペースで看護師などが一時的に保育を行う事業】	100人日/年	240人日/年
ファミリー・サポート・センター事業【児童の送迎や預かりなどの援助を希望する人（依頼会員）と援助を行う人（協力会員）との連絡・調整を行う事業】	19人日/週	13人日/週
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）【生後4か月までの乳児がいる家庭に保健師が訪問し、母親や乳児の身体に関する相談などに応じる事業】	416人	393人
養育支援訪問事業【子どもの発育や発達及び子育てについて不安等を抱えている家庭を対象に家事などの養育能力を向上させるための支援を行う事業】	1人	1人

問合せ 子育て支援課子育て支援担当

☎0480(92)1111 内線152